



最高裁判所判事

なが みね やす まさ

長嶺安政

昭和二九年四月一六日生

略歴

- 昭和五二年 三月 東京大学教養学部教養学科(国際関係論分科)卒業
- 同年 四月 外務省入省
- 五五年 七月 英国オックスフォード大学社会科学特別ディプロマ取得
- 同月 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米国大使館にて勤務
- 平成 二年 八月 内閣法制局参事官補
- 四年 三月 内閣法制局参事官
- 七年 一月 外務省欧亚局西欧第二課長以降、同条約局法規課長、在インド大使館参事官、後に同公使、在英国大使館公使として勤務
- 一四年 九月 外務省北米局参事官以降、国際法局審議官、総合外交政策局審議官として勤務
- 一九年 八月 在サンフランシスコ総領事
- 二二年 八月 外務省国際法局長
- 二四年 九月 駐オランダ特命全権大使
- 二五年 七月 外務審議官
- 二八年 七月 駐大韓民国特命全権大使
- 令和 元年一〇月 駐英国特命全権大使
- 三年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和三年六月二三日 大法院決定
- 民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関する規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。その上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関わる事情の変化いかによっては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした(補足意見付加)。

二 令和三年九月七日 第三小法廷判決

被告人が、心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした(全員一致、裁判長)。

裁判官としての心構え

一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りのないよう努め、もって、適切な判断に至ることができるよう精励したいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国に共通な課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバルイノベーションなどが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐよう、今後とも努力していきたいと思えます。